別表第十一（第五条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
1年未満		251,200
1年以上	2年未満	256,400
2年以上	3年未満	259,300
3年以上	4年未満	266,900
4年以上	5年未満	272,900
5年以上	6年未満	283,000
6年以上	7年未満	292,000
7年以上	8年未満	292,300
8年以上	9年未満	299,800
9年以上	10年未満	300,700
10年以上	11年未満	309,300
11年以上	12年未満	317,000
12年以上	13年未満	326,700
13年以上	14年未満	333,600
14年以上	15年未満	340,300
15年以上	16年未満	346,400
16年以上	17年未満	353,200
17年以上	18年未満	359,100
18年以上	19年未満	365,500
19年以上	20年未満	371,500
20年以上	21年未満	376,900
21年以上	22年未満	381,700
22年以上	23年未満	385,700
23年以上	24年未満	390,900
24年以上	25年未満	394,700
25年以上	26年未満	398,600
26年以上	27年未満	401,900
27年以上	28年未満	403,800
28年以上	29年未満	405,700
29年以上	30年未満	407,300
30年以上	33年未満	412,400
33年以上	34年未満	414,000
34年以上	36年未満	415,000
36年以上	37年未満	416,100
37年以上		417,100
暫定再任用		279,100

別表第十二（第五条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
1年未満		246,800
1年以上	2年未満	251,600
2年以上	3年未満	254,200
3年以上	4年未満	261,200
4年以上	5年未満	266,500
5年以上	6年未満	272,300
6年以上	7年未満	276,600
7年以上	8年未満	277,600
8年以上	9年未満	278,400
9年以上	10年未満	280,700
10年以上	11年未満	282,100
11年以上	12年未満	285,400
12年以上	13年未満	289,500
13年以上	14年未満	293,000
14年以上	15年未満	296,000
15年以上	16年未満	298,800
16年以上	17年未満	302,700
17年以上	18年未満	306,600
18年以上	19年未満	310,100
19年以上	20年未満	312,600
20年以上	21年未満	314,700
21年以上	22年未満	320,500
22年以上	23年未満	324,100
23年以上	24年未満	326,400
24年以上	25年未満	328,000
25年以上	26年未満	329,200
26年以上	27年未満	330,900
27年以上	28年未満	331,700
28年以上	29年未満	332,700
29年以上	30年未満	334,200
30年以上	31年未満	334,700
31年以上	32年未満	335,100
32年以上	33年未満	336,800
33年以上	36年未満	338,100
36年以上	37年未満	339,100
37年以上		339,900
暫定再任用		238,500

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和六年度分の教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担金から適用する。